

議案第18号	ありがとう！三田っ子応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
企画広報課	次世代を担う子どもの育成をはじめとする子育て・教育施策に寄附金を幅広く充当していくに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【改正趣旨】</b> 平成26年9月にふるさと寄附制度をリニューアルしたことにより、年間寄附金額が大幅に増額している。このことを受け、次世代を担う子どもの育成をはじめとする子育て・教育施策に寄附金を幅広く充当できるよう当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b> 地方自治法第241条第1項（基金の設置）</p> <p><b>【改正内容】</b> ●第1条の改正（設置）</p> <p><b>【現行】</b>  第1条 ふるさと三田の教育への想いのもとに寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）を、三田の次代を担う子どもを育成する事業に充てるため、ありがとう！三田っ子応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><b>【改正】</b>  第1条 三田への想いのもとに寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）を、三田の次代を担う子どもを育成する事業に充てるため、ありがとう！三田っ子応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>●第5条の改正（処分）</p> <p><b>【現行】</b>  第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>自分が好き・人が好き、夢に向かって歩む子どもを育てる事業</u></li> <li>(2) <u>ふるさとを大切に作る子どもを育てる事業</u></li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</li> </ol> <p><b>【改正】</b>  第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>子どもの教育に関する事業</u></li> <li>(2) <u>子育て支援に関する事業</u></li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b> 平成27年4月1日</p>	